

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）8 月 1 0 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

災害対策本部に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）7 月 2 4 日付けで諮問（第 8 6 9 号）された災害対策本部に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 1 8 条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

全国的に自然災害が頻発する一方で、安心・安全に対する市民の関心は高まっている。大規模な自然災害に見舞われたとき、直ちに被災者を救護・支援し、迅速かつ確かな復旧・復興作業を行っていくことは、地方公共団体の責務であり、市民の期待も大きいものとなっている。

災害時には、市町村内の関係部署において情報を共有し、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する必要がある、これを迅速に行うための被災者台帳の整備が災害対策基本法第 9 0 条の 3 に規定されている。

また、災害による建物の損壊状況を自治体が証明する「罹災証明書」は、被災者が公的支援を受けるうえで必要不可欠なものであり、災害対策基本法第 9 0 条の 2 では、「遅滞なく交付しなければならない」と規定されている。

2 0 1 6 年（平成 2 8 年）4 月に発生し、約 1 8 万 9 0 0 0 棟の住宅が被害を受けた熊本地震では、公的支援を受けるために必要となる罹災証明書の発行が遅れ、被災者の不満を招いてしまった。同時に、損壊程度を判定し証明書を発行する市町村の負担の大きさも浮き彫りとなった。地震から約 1 年が経過し、発行業務に多くの職員を投入した県内各市町村からは、判定の効率化や業務を支援するシステムの構築を求める声が上がっている。

これらの問題を解決するため、本市では、大規模な自然災害発生時に住民基本

台帳情報と家屋課税台帳情報を取り込み、罹災証明書の発行や被災者台帳としての利用が可能となる「被災者支援システム」を整備し、災害時の迅速かつ円滑な被災者支援を進めていくことを予定している。

このことから、新たなコンピュータ処理を行うことになるため、条例第18条に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に意見を求めるものである。

## (2) コンピュータ処理について

### ア コンピュータ処理の必要性

罹災証明書の発行機能と被災者台帳の機能を併せ持つ「被災者支援システム」は、大規模な自然災害が発生した際に、本市ホストコンピュータが保有する住民基本台帳情報と家屋課税台帳情報を被災者支援システムサーバへ取り込み、罹災証明書の発行をはじめ、被災者情報の記録・更新・閲覧等を行い、「被災者台帳」として庁内関係各課が活用するものである。

住民基本台帳情報と家屋課税台帳情報は膨大なデータであり、紙ベースでは限られた時間と費用の中で迅速かつ正確に把握し集計することは不可能であることから、コンピュータ処理が必要となる。

### イ コンピュータ処理をする個人情報

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 世帯の構成
- (カ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (キ) 援護の実施の状況
- (ク) 電話番号その他の連絡先
- (ケ) 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- (コ) 罹災証明書の交付の状況
- (サ) 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (シ) (サ)に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (ス) 被災者の援護の実施に市町村長が必要と認める事項
  - a 家屋の所有者情報
  - b 家屋の所在地
  - c 建物種類
  - d 口座情報
  - e 避難所情報
  - f 罹災物件との関係

これらは、災害対策基本法第90条の3及び災害対策基本法施行規則第8条の5に規定されている。

大規模な自然災害発生後、取り込む情報は(ア)から(カ)まで及び(ス) a から c までとし、(キ)から(シ)まで及び(ス) d から f までではデータ取り込み後、必要に応じ入力を行う。

### (3) 業務の流れ

#### ア 基盤となる情報のシステムへの取り込み

大規模な自然災害発生時、ホストコンピュータを管理する総務部指揮本部 IT 推進課に対し、ホストコンピュータが保有する住民基本台帳情報と家屋課税台帳情報を被災者支援システムサーバへ情報を取り込むよう依頼する。

#### イ 被害家屋調査・罹災証明書の発行

(ア) 市民自治指揮本部である市民相談情報課及び地区防災拠点本部（各市民センター・公民館）は、臨時市民相談室（相談窓口）にて、公的支援を必要とする被災者から順次、罹災証明書の申請を受け付ける。

(イ) その後、資産税課をはじめとする財務部指揮本部が被害家屋調査を実施し、被災者支援システムへ損害程度の判定結果の入力を行う。

(ウ) 判定結果の入力により、罹災証明書の発行が可能となる。罹災証明書の発行は、本部事務局及び地区防災拠点本部により行う。また、公的支援を行う庁内関係各課が被災者支援システムの情報を利用することにより、罹災証明書の省略（被災者の負担軽減）、支給漏れ・二重支給の防止が可能となる。

#### ウ 避難者情報の管理・活用

(ア) 地区防災拠点本部は、避難者名簿・在宅被災者名簿を集約するとともに、被災者支援システムに取り込み可能な情報を作成し、市民自治部指揮本部へ提供する。

(イ) 市民自治部指揮本部は、提供された情報を被災者支援システムに取り込む。

(ウ) 各指揮本部において、食料・物資の提供等、各種支援に活用する。

これらの各指揮本部の災害対応業務については、藤沢市地域防災計画で定められており、より詳細な業務内容については、藤沢市職員行動マニュアルにより位置付けられている。

### (4) 安全対策及び日常的な処理体制について

情報管理における安全対策及び日常的な処理体制については、次により個人情報の保護に努めることとする。

ア 「藤沢市情報セキュリティポリシー」に基づき、十分にセキュリティの確保を行う。

イ 「藤沢市コンピューターシステム管理運営規程」に基づき、事務処理を行う。

ウ 本業務以外の目的で当該個人情報を使用しない。

エ 災害応急復旧活動が完了し、今回取得するデータが不要になったときは、速やかに廃棄する。

オ 個人情報の収集は災害発生時のみとし、日常的には利用しない。

カ 被災者支援システムが利用する回線は、藤沢市職員情報ポータルと同様の回線を利用しており、外部インターネットと分離されている L G W A N を利用していることから、悪意のあるアクセスから守られている。

キ 被災者支援システムサーバは、免震構造となっている藤沢市総合防災センター 4 階の執務室内を經由するサーバ室に格納されており、サーバラックの施錠を行っている。また、総合防災センター内は警備システム（セコム）により厳重にセキュリティ管理されている。なお、新庁舎竣工後については、当該シス

テムサーバを新庁舎 8 階サーバ室に移設予定で、新庁舎も防災センター同様に免震構造となっており、サーバ室は職員 IC カードの認証と指紋認証の二重ロックにより入退室管理され、サーバラック自体も施錠し厳重にセキュリティ管理することとする。

(5) 実施年月日

2017 年（平成 29 年）8 月 10 日以降（予定）

(6) 提出書類

資料 1 被災者支援システム概要書

資料 2 被災者支援システム運用基準（案）

資料 3 災害対策基本法抜粋

3 審議会の判断理由

当審議会は、コンピュータ処理を行うことについて、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

罹災証明書の発行機能と被災者台帳の機能を併せ持つ「被災者支援システム」は、大規模な自然災害が発生した際に、本市ホストコンピュータが保有する住民基本台帳情報と家屋課税台帳情報を被災者支援システムサーバへ取り込み、罹災証明書の発行をはじめ、被災者情報の記録・更新・閲覧等を行い、「被災者台帳」として庁内関係各課が活用するものである。

住民基本台帳情報と家屋課税台帳情報は膨大なデータであり、紙ベースでは限られた時間と費用の中で迅速かつ正確に把握し集計することは不可能であることから、コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関が 2 説明要旨(4)アからキまでに示す安全対策は、次のとおりである。

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 キ

(イ) ネットワークからの情報流出を防止するための措置 カ

(ウ) 利用後にデータを確実に消去するための措置 エ

(I) 日常的な安全対策 ア、イ、ウ、オ及びキ

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。ただし、被災者支援システム運用基準(案)第 4 条「個人情報の保存等」について、記録媒体に応じた見直しを検討することを条件とする。

以 上